第2回 臨時会 5月29日(月)に第2回臨時会が開催されました。

今回は、原油価格高騰・物価高騰対策に伴う補正予算と専決処分された条例改正について審議が行われました。

①新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業

①価格高騰重点支援事業事業費 1億284万円

エネルギー・食料品価格 等の高騰対策として、住民 税非課税世帯へ1世帯あたり 3万円を支給します。



②地域産業支援事業事業費 1600万円

物価高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため支援金10万円を支給します。



③農業者肥料購入支援事業事業費 205万円

肥料価格高騰の影響を受けている町内の 生産農家等に対し肥料価格高騰分の15%を 補助します。

⑤畜產農家経営支援対策事業事業費 473万円

飼料等の価格高騰の影響により経営が逼迫している畜産農家を緊急的に支援し経営の安定化を図ります。

④農業用敷草購入支援事業 事業費 132万円

敷草高騰の影響を受けている町内の生産 農家等に対し敷草高騰分を補助することで 農業経営の安定化を図ります。



条例の改正で何が変わるの?

◆南風原町税条例の一部を改正

1. 個人住民税

令和6年度に国税として森林環境税(1,000円) が導入されることに伴い、個人の町・県民税の均等割と併せて賦課徴収することになります。

2. 軽自動車税

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置の適用期限 令和5年度を令和8年度まで3年延長します。



3. 固定資産税

長寿命化に資するマンションの大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、工事完了の翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3軽減します。

◆南風原町国民健康保険税条例の一部改正

後期高齢者支援金等課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げます。

◆南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正

課税免除の対象施設の設置期限を「令和5年3月31日」から「令和7年3月31日」に2年延長します。